



茨城県 食の安全・安心推進条例

食は人の生命を支える礎であり、健康で豊かな生活を営むためには、食の安全・安心の確保が不可欠です。

茨城県では、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者から信頼される安全・安心な食品の生産及び供給に寄与するため、「茨城県食の安全・安心推進条例」を平成21年10月1日から施行しました（一部の規定は、平成22年4月1日施行）。

このパンフレットでは、条例で定めた基本理念や関係者の責務と役割、食の安全・安心のための取り組みなどについて紹介します。

茨城県食の安全・安心推進条例の構成と目次

前文 条例制定の背景と意義	2
第 1 章 総 則	2～3
目的（第1条）	
定義（第2条）	
基本理念（第3条）	
県の責務（第4条）	
食品関連事業者の責務（第5条）	
県民の役割（第6条）	
第 2 章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策	4
基本方針（第7条）	
監視等（第8条）	
安全にかつ安心して消費できる農林水産物の安定的な供給（第9条）	
情報の収集及び提供（第10条）	
表示の適正化の推進（第11条）	
危機管理体制の整備（第12条）	
市町村等との連携（第13条）	
調査研究の推進等（第14条）	
認証制度（第15条）	
食育及び地産地消の推進（第16条）	
第 3 章 食の安全・安心の確保に関する具体的措置	5～6
出荷等の禁止（第17条）	
勧告等（第18条）	
自主回収の報告（第19条）	
自主回収の報告に係る指導等（第20条）	
食品等輸入の届出（第21条）	
立入検査等（第22条）	
第 4 章 県民参画の推進	6
施策の提案（第23条）	
情報及び意見の交換の促進（第24条）	
第 5 章 雑 則	6
委任（第25条）	
第 6 章 罰 則（第26条～第28条）	6

Q&A

前文 条例制定の背景と意義

食は人の生命を支える礎であり、健康で豊かな生活を営むためには、食の安全・安心の確保が不可欠です。近年、科学技術の進歩及び国際化の進展により食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、このような中で、輸入食品による食中毒、食品の表示偽装等、食の安全・安心を大きく損なう事態が発生し、県民の不安が高まっています。

一方、本県は、我が国の一大食料供給拠点として確固たる地位を築いています。

本県は、安全にかつ安心して消費できる農林水産物の供給に努め、将来にわたって良好な生産環境を維持し、食料供給拠点としての責任を果たし続けていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、県、食品関連事業者及び県民が、食の重要性を強く認識し、食の安全・安心に関するそれぞれの責務及び役割を協働して果たすことは、重要な意義を有します。

ここに、県民の総意として、食の安全・安心を確保することを決意し、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与するため、この条例を制定します。

第1章 総則(第1条～第2条)

目的(第1条)

この条例は、食の安全・安心の確保に関し基本理念を定め、関係者の責務と役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の生命及び健康の保護並びに安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与することを目的とします。



■ 定 義（第2条）

本条例で使用する用語を定義します。

食の安全・安心

食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼

食品

すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）

食品等

食品，添加物，器具，容器包装

食品関連事業者

食品安全基本法に規定する食品関連事業者であって，県内に事務所その他の事業の用に供する施設又は場所を有するもの

生産資材

農林漁業において使用される肥料，農薬，飼料，飼料添加物，動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材

基本理念

（1）食の安全・安心の確保に係る基本理念を規定（第3条）

本条例では，次の3つの基本理念を掲げて，食の安全・安心の確保に取り組みます。

- 食の安全・安心の確保は、「県民の生命及び健康保護」を最重要とする基本的認識の下に行われなければならないこと。
- 県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から，科学的知見に基づいた必要な措置を講じなければならないこと。
- 県，食品関連事業者及び県民の責務と役割を明らかにし，協働して推進することを旨として行われなければならないこと。

（2）県，食品関連事業者の責務と県民の役割の明確化（第4条～第6条）

県，食品関連事業者の責務及び県民の役割を明確にすることにより，各々が責務・役割を認識し，協働して食の安全・安心の確保を推進します。

県の責務(第4条)	食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し，実施すること。
食品関連事業者の責務(第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心の確保に第一義的責任を認識し，適切に措置を講ずること。 ・正確かつ適切な情報の提供に努めること。 ・必要な情報の記録及びその保管に努めること。 ・県の施策に協力すること。
県民の役割(第6条)	食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深め，施策への意見を表明するよう努めることにより積極的な役割を果たすこと。



第2章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策(第7条～第16条)

県は、基本理念にのっとり、次の基本的施策を講じます。

■基本方針(第7条)

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を策定します。

■監視等(第8条)

食品の生産から販売に至る一連の供給行程において、監視・指導等を実施します。

■安全にかつ安心して消費できる農林水産物の安定的な供給(第9条)

安全で安心な農林水産物の安定的な供給のための取組や、環境へ配慮した取組を支援します。

■情報の収集及び提供(第10条)

食の安全・安心の確保に関する情報を収集するとともに、迅速かつ適切に提供します。

■表示の適正化の推進(第11条)

食品等の表示が適正に実施されるよう普及啓発を実施します。

■危機管理体制の整備(第12条)

食の安全・安心に関する緊急事態に迅速に対応するための体制を整備します。

■市町村等との連携(第13条)

食の安全・安心の確保に関する施策の推進にあたり、市町村、他の都道府県及び国との連携を図ります。

■調査研究の推進等(第14条)

食の安全・安心の確保が科学的知見に基づいて実施されるよう、調査研究及びその成果の普及を推進します。

■認証制度(第15条)

食の安全・安心の確保に資するものの認証制度を推進し、消費者に信頼される食品の提供を促進します。

■食育及び地産地消の推進(第16条)

- ・ 県民が食の安全・安心の確保に関する理解を深めることができるよう、食品の安全性に関する基礎的な知識を普及する機会として、食育の取組を推進します。
- ・ 県民が食の安全・安心を確保することができるよう、地産地消の取組を推進します。
- ・ 県は、これらの取組を推進するに当たり、家庭、学校、地域等において相互に緊密な連携が図られるよう必要な措置を講じます。



第3章 食の安全・安心の確保に関する具体的措置(第17条～第22条)(平成22年4月1日施行)

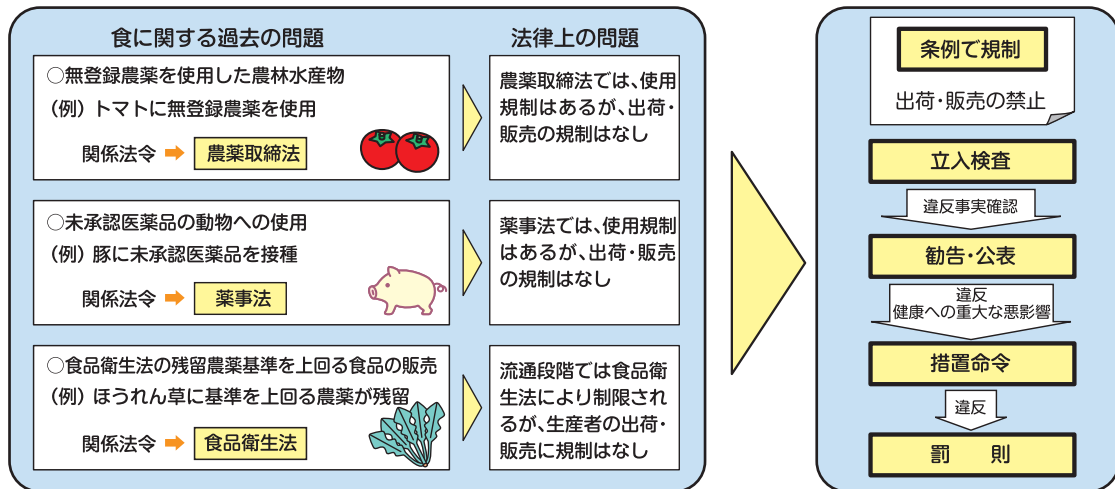
食の安全・安心を確保するための具体的な措置について定めます。

■出荷等の禁止(第17条)

無登録農薬又は未承認の動物用医薬品を使用し生産した農林水産物や、残留農薬基準値を超過した農林水産物について、生産者に対し、農林水産物の出荷・販売を禁止します。

これまで、無登録農薬又は未承認の動物用医薬品を使用し生産した農林水産物や、残留農薬基準値を超過した農林水産物について、生産者に対して出荷・販売を禁止する法令がありませんでした。このため、県では生産者に対しこれらの出荷・販売を禁止し、農林水産物の安全性の確保を図ります。

農林水産物の出荷規制の概念図



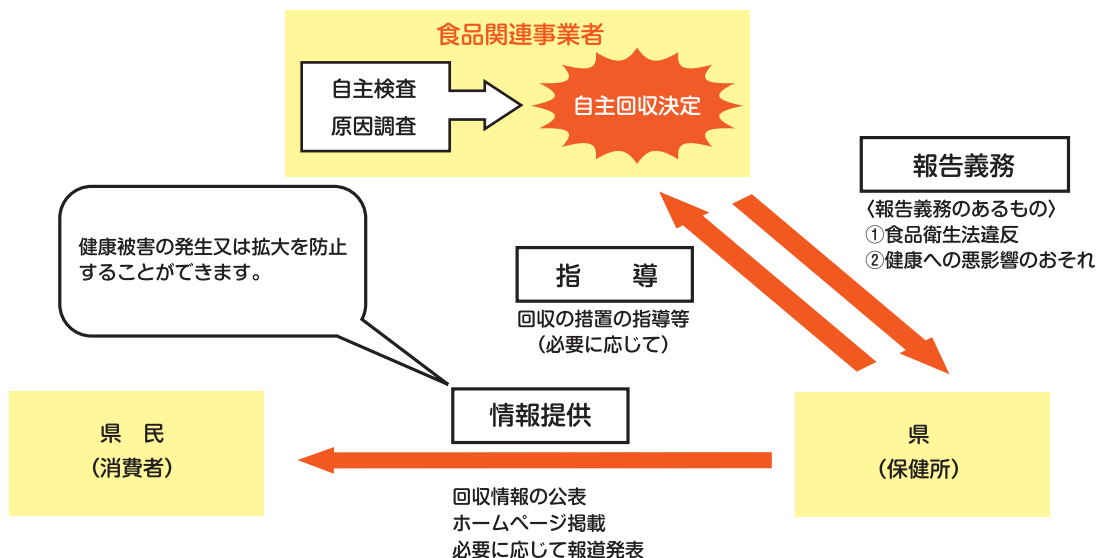
■勧告等(第18条)

食品等による健康への悪影響を未然に防止するため、必要な措置を講じるべきことを勧告するとともに公表でき、また勧告に従わない場合は命令できる旨を規定します。

■自主回収の報告(第19条・第20条)

食品関連事業者が自主検査等により食品等の自主回収を決定した場合、その内容について県に報告する制度を規定します。県がその情報を広く県民に周知することにより、違反食品の回収を促進し、健康被害の未然防止又は拡大防止を図ります。

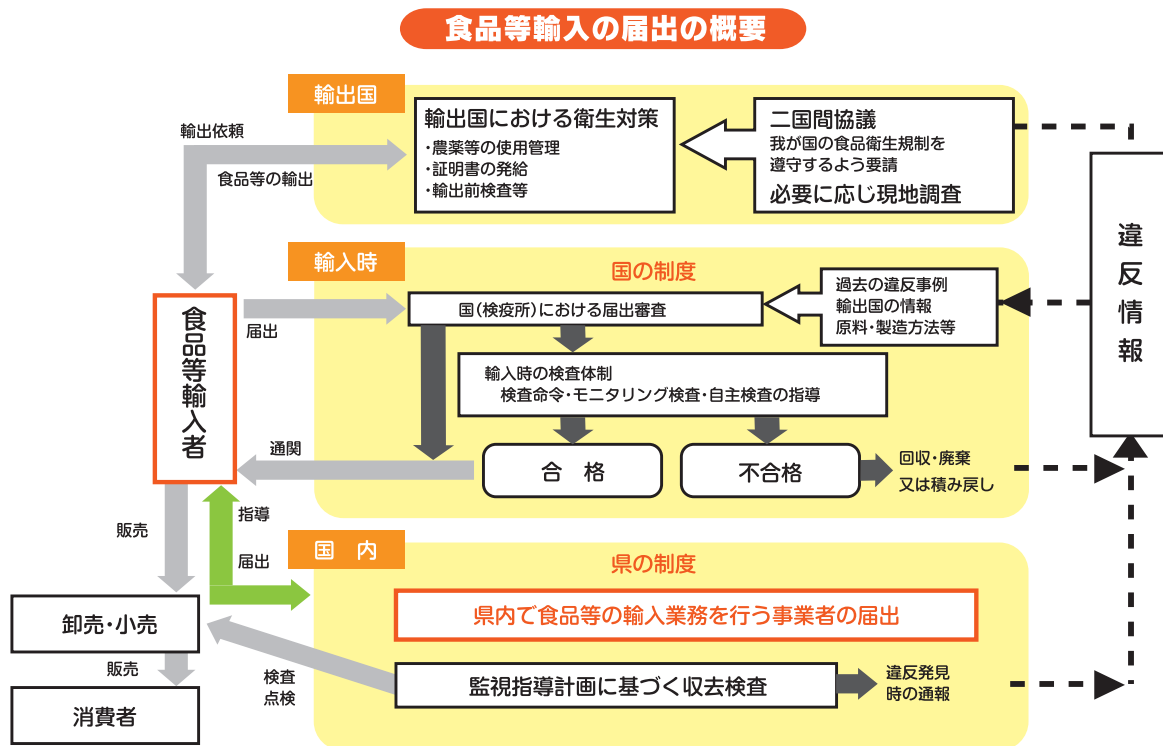
自主回収報告の概念図



■食品等輸入の届出(第21条)

輸入食品の安全確保対策として、食品等の輸入者に対し、氏名、住所、食品の種類等について届出を義務化します。また、届け出内容に変更があった場合の変更届について規定します。

県は、食品等輸入者を把握することにより、万が一輸入食品を原因とした健康被害が発生した場合に、迅速な対処が可能となります。



■立入検査等(第22条)

条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し報告の徴収及び立入検査等を行うことができる旨を規定します。

第4章 県民参画の推進(第23条～第24条)

県、県民及び食品関連事業者の相互理解を深めるとともに、県民参画を推進します。

■施策の提案(第23条)

県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に係る県の施策について提案できる旨を規定します。

■情報及び意見の交換の促進(第24条)

食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解を促進するため、県民及び食品関連事業者における意見交換会等を開催するなど、必要な施策を実施します。

第5章 雑則 (第25条)

条例施行に関し必要な事項について規則へ委任します。

第6章 罰則 (第26条～第28条)(平成22年4月1日施行)

立入調査に基づく措置命令違反者等に対する罰則を規定します。また、食品等輸入者の届出義務違反者に対する過料を規定します。



Q.条例の特徴は何ですか？

A.食品の安全性の確保はもとより、食育や地産地消など、県民の皆様に食に対する「安心感」を高めていただけるような施策を盛り込んでおります。また、農林水産物の出荷規制、自主回収の報告制度、輸入食品に係る届出制度など、具体的な措置にまで踏み込むことにより、実効性のある食品の安全確保に取り組んでおります。

Q.農林水産物の安全性はどのように確保するのですか？

A.無登録農薬や未承認の動物用医薬品を使用し生産した農林水産物や、残留農薬基準に違反した農林水産物について、生産者に対し、出荷や販売を規制することにより、農林水産物の安全性の確保を図ります。

Q.不良食品による健康被害をどのように防ぐのですか？

A.健康被害が想定される不良食品を自主回収する場合、事業者に対してその内容について保健所等への届出を義務づけています。

県は、その内容をホームページへの掲載等により公表し、健康被害の未然防止又は拡大防止を図ります。

Q.輸入食品の安全対策はどのようになるのですか？

A.食品等を輸入する県内の事業者に対し、保健所への届出を義務づけてます。これにより、県内の食品等輸入者を把握し、効率的な監視指導や緊急事態への迅速な対応が可能となります。

Q.県民の意見はどのように反映されますか？

A.施策の提案制度やリスクコミュニケーションの実施、パブリックコメントによる意見募集など、県民の皆様のご意見や要望をお聞きます。いただいたご意見は施策に反映します。

Q.この条例に基づく施策をどのように推進していくのですか？

A.条例に基づく「基本方針」と、その行動計画である「アクションプラン」により、県、食品関連事業者及び県民が一体となって、個々の施策目標達成に向けて取り組んでいきます。

●このパンフレットについてのお問い合わせは

茨城県食の安全・安心対策連絡会議事務局
(茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-3424 FAX:029-301-0800 E-mail: seiei2@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき食の安全情報 WebSite

<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

この条例の概要や食中毒に関する情報等、食の安全に関する様々な情報を提供しています。